

Zoomにて講演会にご出席の皆様 各位

平素より保育園医部会の活動にご協力・ご理解頂きありがとうございます。

令和6年2月29日の講演会にはzoomでのご出席をいただきありがとうございました。お陰様で多くの先生よりご発言をいただき、盛会となりました。しかしながら会の冒頭で音声聞こえないというトラブルがあり、zoom参加の皆様にはご迷惑をおかけしましたことをお詫びさせていただきます。

当日冒頭でお話しさせていただきました「保育園医の手引き改訂版のポイント」につき、要点をまとめた文書をお送りさせていただきます。詳細は後日横浜市ホームページに掲載されますのでご一読ください。

平成30年に保土ヶ谷区の保育所と園医の名簿を作成いたしましたが、5年経過し新設の保育所や園医の交代等があり、名簿の改訂を行うことにいたしました。園に電話やメールで確認させていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

今後とも保土ヶ谷区医師会ならびに保育園医部会をよろしくお願いいたします。

令和6年3月

保土ヶ谷区医師会

保育園医部会担当 常田陽子

## 保育園医の手引き改訂版のポイント

### <感染症について>

- ・感染症の検査の必要性は医師が判断するため、保育所等が検査を受けることを求めてはいけないことを明記した。

- ・医療機関が診療情報提供料として算定できる場合を除き自己負担となることを明記した。

- ・登園届については「通常」「インフルエンザ専用」「新型コロナウイルス感染症専用」の3種類に分け、「インフルエンザ専用」「新型コロナウイルス感染症専用」については、診断時の医師記入欄を設けることとし、療養後の診断は不要としました。

### <予防接種について>

- ・予防接種後は医師の指示に従い、体調に変化がなければ通常通り登園が可能であることを明記した。

### <アレルギーについて>

- ・「除去解除届」は医師の解除指示を受け、保護者が記入する書類であることを明記した。

### <与薬について>

- ・次の3つの内容に限り、必要かつ最小限の与薬を行う旨を明記した。

- ① 慢性疾患を抱える園児が保育時間内に投与することが必要であると医師

が判断する薬。

② 状態が変化した時に 1 回だけ用いる頓用薬。

③ 市販薬については主治医が特別に例外的に認めるものに限ること。

・保育所等が用意した虫除けや日焼け止めなどの一般薬を全園児に使用する場合には、その妥当性について園医に相談することを明記した。

・ホクナリンテープなどの貼付薬の使用時には、保護者は登園時に保育士等に報告し、保育士等は貼ってある場所を確認すること、また在園時間中に剥がれてしまった場合、園で貼ることはしないことを明記した。

・与薬に関する主治医意見書は、処方内容に変更のない限り、1 年間を限度として有効とすることがこれまでも明記されていましたが、周知されていないため、下線を引くなどして強調することとした。

上記については今年 4 月より施行の予定なので、詳細は後日横浜市ホームページからダウンロードしてご確認ください。